

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:

県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	管理部 総務課	H23.4.1	平成23年度青写真 等単価契約	青焼き A2 32 青焼き A1 61 青焼き A0 103 青焼き A0A1 175 青焼き 2A0 206 PPC第2原図 A2 113 PPC第2原図 A1 340 PPC第2原図 A0 679 PPCコピー A2 225 PPCコピー A4 15 PPCコピー A1 500 PPCコピー A0 1,000 PPCコピー縮小 A1 A3 300 PPCコピー 製本原稿 A1 640 PPCコピー 製本原稿 A1 A3 320 PPCコピー 製本原稿 A2 A3 200 PPCフィルム A2 280 PPCフィルム A1 1,000 データ出力(PPC) A2 400 データ出力(PPC) A1 800 データ出力(PPC) A0 1,400 データ出力(PPC) A0A1 2,200 データ出力 キャドフィルム A1 2,500 データ出力 トレペ A1 1,000 データ出力 カラー A1 2,800 データ出力 カラー A0 4,000 データ出力 カラー A0A1 6,000 カラーコピー A2 2,400 カラーコピー A1 4,800 カラーコピー A0 9,600 折り方 A2 11 折り方 A1 20 折り方 A0 40 折り方 A0A1 60 折り方 2A0 80 クロス製本 A4 230 ミネート薄口 A1 1,000	長崎市江戸町8-15 (株)エビス堂コピーセンター 代表取締役 本村正敏	青写真焼付を業務上、多く必要とする局内公共事業課の繁忙期においては、午前と午後の2回注文を出し、午前の発注分は当日の午後までに、午後の発注分を翌日の午前中までに、納品させるサイクルを繰り返している。更に、説明会等突発的な業務の発生に伴い、注文してから1~2時間での納品を求める場合もある。 このような特殊な納品条件を満たすことの出来る登録業者は、諫早市内に営業店舗を有している(株)エビス堂コピーセンター1者に限定されていたため、22年度まで1者随意契約を採用してきたところである。 今般、競争入札への移行を検討すべく、青焼きを取り扱う長崎市内の登録業者3者に対し、繁忙期における1日2回の来局を条件とした納品の可否について打診を行ったが、いずれも対応不能との回答であった。 よって、23年度についても、22年度同様(株)エビス堂コピーセンターとの1者随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	県央振興局	管理部 総務課	H23.4.1	平成23年度燃料単 価契約	ガソリン142円/リットル 軽油 122円/リットル	長崎市元船町2 - 8 長崎県石油協同組合 理事長 松本博	H21年度以降、所属の統合により管轄地域が広範囲にわたり、諫早市、長崎市、大村市、西海市、東彼杵郡、島原半島と県内本土ほぼ全域で、給油をしている。これをカバーするためには、単独の業者での対応は不可能である。よって平成22年度同様に、県内全域の組合を組織している「長崎県石油協同組合」と1者随意契約を行った。	第167条の2 第1項第2号
3	県央振興局	農林部 用地管理課	H23.4.18	小豆崎地区換地計画 (処分)事務委託	2,634,000	諫早市小豆崎町576 小豆崎土地改良区 理事長 久本純造	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」により委託する。	第167条の2 第1項第2号
4	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.4.20	田尻地区積算参考資 料作成業務委託	2,467,500	長崎市大黒町9 - 17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本正則	長崎県土地改良事業団体連合会は、21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人である。県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(土改連も使用許諾契約を締結している)更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。	第167条の2 第1項第2号
5	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防気 象情報収集用パソ コン通信用料(情報提供)	H23.4.1	諫早湾干拓堤防気 象情報収集用パソ コン通信用料(情報提供)	1,165,500	福岡市中央区大濠1 - 6 - 33 一般財団法人日本気象協会 九州支社支社長 清家郁大	排水門操作管理上、最も重要な長崎県内の指定ポイント(調整池近傍)の雨量予測をリアルタイムで詳細に提供できるのは当契約先のみであるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県央振興局	建設部 管理課	H23.4.1	田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託	3,150,000	諫早市長 宮本明雄	<p>安全管理体制の必要性</p> <p>・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。</p> <p>・管理瑕疵がないとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる適度の措置が必要である。</p> <p>・営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <p>・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面により安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することで、その維持管理の適正化を図ることが出来る。</p>	第167条の2 第1項第2号
7	県央振興局	建設部 用地課	H23.4.11	一般県道諫早外環状 線道路改良工事(諫 早インター工区)土地 鑑定評価	3,367,350	長崎市上戸石町2130-52 (有)板山不動産鑑定事務所	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するとき最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>(有)板山不動産鑑定事務所は、公示価格等に鑑定実績があり県内の地価動向を熟知しており、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため(有)板山不動産鑑定事務所と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	県央振興局	建設部 用地課	H23.4.11	一般県道諫早外環状 線道路改良工事(諫 早インター工区)土地 鑑定評価	4,007,850	大村市幸町25-44 大村不動産鑑定所	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>大村不動産鑑定所は、公示価格等に鑑定実績があり県内の地価動向を熟知しており、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため大村不動産鑑定所と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県央振興局	建設部 用地課	H23.4.20	一般県道諫早外環状 線道路改良工事(諫 早インター工区)用地 取得業務委託	62,908,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 村井禎美	<p>委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織・人員・体制がなく、また用地取得業務への精通度も低い。</p> <p>県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として県の全額出資により設置した特殊法人であり(公有地の拡大促進の推進に関する法律第10条)、上記指定機関のうち、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通しており、安定した用地取得業務が遂行できる。</p> <p>用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。</p> <p>よって、当該業務の委託の相手方は県土地開発公社以外になく、競争入札に適さないことから県土地開発公社との随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
10	県央振興局	建設部 道路第二課	H23.4.28	県央振興局建設部積 算技術業務委託	4,998,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県央振興局	建設部 河港課	H23.4.1	平成23年度一級河川本明川水系半造川樋門等操作管理委託	2,321,290	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	河川課、諫早市と協議の結果、以下の理由から、諫早市と操作管理委託契約を締結することが妥当との結論を得た。日頃から河川パトロール等の充実が図れる。豪雨時における水防活動の主体となる諫早市が緊急時に迅速かつ適正な対応をとれる。本明川直轄区間で国土交通省が諫早市と同様の契約を結んでおり、管理方法、責任の所在について地元の理解を得やすい。	第167条の2 第1項第2号
12	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防管理事務所	H23.4.1	諫早湾干拓堤防通信制御設備保守点検業務委託	7,287,000	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝特機電子(株)九州営業所 所長 阪口一郎	本通信制御設備は諫早湾地域の防災機能を持つ重要な施設であり、設備の機能保持に対応できるのは、当該設備を施工した(株)東芝から保守・修理業務を委嘱されている当契約業者のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
13	県央振興局	農林部 林業課	H23.6.24	採穂園等管理委託事業	2,992,500	東彼杵郡川棚町百津郷字ナリウツ39-125 東彼杵郡森林組合 代表理事組合長 一瀬政太	「採穂園等委託実施要領」により、委託者は社会的・経済的信用確実で採穂園管理に精通したものとあること。材木育成事業の一環で、適正な時期の技術的・合理的な施業を図る必要がある。以上のことから、当事業地で継続的に作業を実施できる作業班を有し、設立当時から造成・管理事業に従事し、事業内容に精通している同該森林組合へ委託する。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.6.3	田尻地区積算参考資料作成業務委託(その2)	1,470,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会は、21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人である。県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(土改連も使用許諾契約を締結している)更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。	第167条の2 第1項第2号
15	県央振興局	農林部 用地管理課	H23.6.28	飯盛南部地区換地計画(処分)事務委託	4,640,000	諫早市飯盛町開1929-5 飯盛土地改良区 理事長 三浦 有司	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
16	県央振興局	農林部 用地管理課	H23.6.27	五反田地区換地計画(処分)事務委託	5,178,000	東彼杵郡川棚町五反田郷424-3 五反田土地改良区 理事長 道上 勝利	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県央振興局	農林部 用地管理課	H23.7.26	目代地区換地計画 (処分)事務委託	1,968,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	地元諫早市は、地区の状況に詳しく、所有権等の権利義務を調整する換地事務を受託することができる公共団体であるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
18	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.8.9	田尻地区積算参考資料作成業務委託(その3)	1,596,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会は、21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人である。県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(土改連も使用許諾契約を締結している)更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	建設部 道路第一課	H23.7.14	一般国道251号道路 災害防除工事(地す べり調査業務委託)	11,550,000	諫早市宇都町18-43 ㈱カミナガ 代表取締役 黒山雅夫	<p>7月5日～7日にかけての梅雨前線豪雨により、幅130m、長さ110m、厚さ19m程度の大規模な地すべりの災害が発生した。この地すべりにより、道路擁壁が30cm傾き、すべり面頂部の市道に20cm程度の段差が生じ非常に危険な状態である。この地すべりの土塊が幹線道路の国道(16,350台/日)及び家屋(11世帯)へ流出した場合、人命を含む多大なる2次被害の恐れがある。このため、緊急に観測機器を設置し監視員を常駐させ24時間態勢での監視をおこなう必要がある。</p> <p>現在地すべり内で観測業務及び設計業務を行っている㈱カミナガは、この地すべりのメカニズム及び現場を熟知しているとともに業務に精通し本社から現場へ近く当業務の早急な対応ができる。</p> <p>このことから緊急時の通行止め及び避難勧告等の必要性の助言が敏速かつ的確に行える㈱カミナガと随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第5号
20	県央振興局	建設部 道路第一課	H23.8.26	一般国道251号道路 災害防除工事(仮設 工)	6,405,000	諫早市栗面町544 吉川建設㈱ 代表取締役 福島裕輝	<p>7月5日～7日にかけての梅雨前線豪雨により、幅130m、長さ110m、厚さ19m程度の大規模な地すべりの災害が発生した。この地すべりが8月23日～24日にかけての豪雨により1時間あたり変動が最大6.2mmになり、市道擁壁の崩壊も見られ非常に危険な状態であったため、国道の全面通行止(16,350台/日)及び避難勧告を行い、現在10世帯の住民が避難している。このため、地すべりの土塊の流出を抑制し、通行止及び避難勧告の早期解除を図るため、緊急に大型土のうを設置する必要がある。</p> <p>吉川建設㈱は国道251号の現場周辺の緊急時対応を今年度依頼しており、現場を熟知しているとともに本社から現場へ近く当工事の早急な対応ができる。</p> <p>このことから施工が迅速かつ的確に行える吉川建設㈱と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.9.16	田尻地区排水検証資料作成業務委託	1,050,000	諫早市貝津町2962-1 内外エンジニアリング(株) 長崎営業所 所長 雪竹 清光	平成23年8月22日～24日の降雨により、田尻地区内農地が長時間にわたり湛水する被害が発生した。 今回と同規模の降雨及び調整池の水位上昇は将来的にも起こる可能性が高いため、事業における排水計画の検証を行い、予め降雨が予想される場合の対処法の検討が求められる。 このような中、内外エンジニアリング(株)長崎営業所は、平成20年度に当該事業計画書を作成し地区の排水計画に精通しており、排水モデル計算データを所有しているため、迅速かつ確かな検証が可能であることから、同社との随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
22	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.9.22	丸田地区区画整理基本設計業務委託	3,255,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という)は、23市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連は、土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下「面工事業」という)は、受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の協力を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	県央振興局	農林部 用地管理課	H23.10.19	丸田地区換地計画 (処分)事務委託	2,634,000	西海市西海町川内郷1106-13 西海町土地改良区 理事長 郡 勝寿	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
24	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.10.27	小豆崎地区土量計算 業務委託	1,890,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会は、21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人である。土改連が保有する土量計算システムは、加重平均法による計画高算定、線形計画法による最適運土計画の算出及び計上項目ごとの計算・集計を行う最新のシステムであり、これに匹敵するシステムを保有するコンサルタントはいない。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.9.30	大石2期地区用地測量業務委託	1,237,441	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払う。単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、1者随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	県央振興局	建設部 用地課	H23.11.8	一般県道諫早外環状線道路改良工事(長野～栗面工区)不動産鑑定評価	2,332,050	長崎市上戸石町2130-52 (有)板山不動産鑑定事務所	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>(有)板山不動産鑑定所(板山不動産鑑定士)は、公示価格等に鑑定実績があり、今回鑑定を行う諫早市小川町・川床町・長野町周辺の事情に詳しく、一般県道諫早外環状線道路改良工事(諫早インター工区)の鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため(有)板山不動産鑑定所(板山不動産鑑定士)と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号
27	県央振興局	建設部 道路第一課	H23.6.3	一般国道207号道路改良工事(JR舟津トンネル補強設計)	9,680,000	福岡市博多区博多駅前3-25-21 九州旅客鉄道(株) 代表取締役社長 唐池 恒二	<p>本業務は諫早市多良見町木床における一般国道207号の道路拡幅に伴う舟津トンネルの補強設計である。設計完了後に行うことになるトンネル補強工事は軌道敷内の信号移設や鉄道敷の上空及び隣接地で作業を行わなければならないため、施工時は列車の運行管理及び調整をはかりながらの作業を伴うものとなる。このような施工時の制約条件を考慮して設計を行うには、高度で特殊な技術力が必要となることから鉄道事業者であるJR九州しか実施が不可能であるため、JR九州とトンネル補強設計の委託契約を締結するものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.12.5	大石2期地区農道台 帳作成業務委託	1,281,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	<p>・長崎県土地改良事業団体連合会の性格 ・県が土改連に委託する業務の範囲(土改連の業務内容) ・県が土改連と随意契約が可能な業務の要件を再検討した結果、契約の相手方が特定される。構造改善局長通知により相手方が特定されるとともに、業務上取得した情報を長期間管理することが求められる。 以上から、随意契約とする。 22農整第553号「農道台帳作成業務委託における契約方式の見直し及び農道台帳作成歩掛の制定について」により請負型契約から委任型契約に見直された。</p>	第167条の2 第1項第2号
29	県央振興局	建設部 用地課	H23.12.20	一般県道諫早外環状 線道路改良工事(諫 早インター工区)不動 産鑑定評価	1,442,700	大村市幸町25番44 大村不動産鑑定事務所	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。 不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するとき最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。 公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。 このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。 大村不動産鑑定所(竹房不動産鑑定士)は、公示価格等に鑑定実績があるとともに、一般県道諫早外環状線道路改良工事(諫早インター工区)の鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。 以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため大村不動産鑑定所(竹房不動産鑑定士)と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県央振興局	建設部 河港課	H23.12.8	石崎(2)地区急傾斜地崩壊対策工事(文筆登記申請業務委託)	2,041,794	長崎市五島町8番7号 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	県央振興局	建設部 用地課	H24.2.15	一般国道207号交通安全施設等整備工事 土地鑑定評価	1,126,650	大村市幸町25-44 大村不動産鑑定所	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>大村不動産鑑定所は、公示価格等に鑑定実績があり県内の地価動向を熟知しており、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため大村不動産鑑定所と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県央振興局	建設部 用地課	H24.2.17	一般県道富川溪線道路改良工事土地鑑定評価	1,165,500	諫早市永昌東町19-28-305 未来補償鑑定	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>未来補償鑑定は、公示価格等に鑑定実績があり県内の地価動向を熟知しており、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため未来補償鑑定と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	県央振興局	建設部 用地課	H24.2.3	池田沖田線(竹松工区・小路口工区)街路改築工事土地鑑定評価	1,822,800	長崎市築町1-19 長崎総合鑑定㈱ 代表取締役 渡辺 浩一	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(S54.7.27土木長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>長崎総合鑑定㈱は、公示価格等に鑑定実績があり県内の地価動向を熟知しており、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため長崎総合鑑定㈱と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号
34	県央振興局	建設部 都市計画課	H23.4.1	県立総合運動公園仮設受電設備賃貸借契約	895,200	大村市西三城町18-2 ㈱山本電器設備 代表取締役 正林 哲郎	<p>当設備については、本庁建築課発注工事である県立総合運動公園新陸上競技場仮設電気工事で設置した高圧受電設備が賃借物であり、新陸上競技場の中で同類の高圧受電設備が完成するまでの間、当設備での電源制御が必要になる。また契約の相手方は当設備の請負業者であり、他者との競争性を有するものではないため随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	県央振興局	建設部 道路第一課	H24.3.30	一般国道251号交通 安全施設等整備工事 (仮設工)	2,520,000	諫早市小長井町打越191 (株)長里建設 代表取締役 秀島 政純	平成23年7月に発生した地滑り災害において、国道への土砂流出を防ぐために仮設防護柵を設置したが、工事完了後も引き続き行われる災害復旧工事の掘削時及び梅雨期の土砂流出防止として利用するため継続して仮設防護柵を存置する必要がある。 「土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部」第ii編第5章 - 2 - 4により、前回工事において設置した仮設物(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため、今回随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円